

議案第三十六号

港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年六月七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例

第一条 港区立郷土資料館条例（昭和五十七年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十四条とし、第七条の次に次の六条を加える。

（指定管理者による管理）

第八条 委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、館の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 第三条各号に掲げる事業に関する業務（第一号から第三号までに掲げる事業のうち、

委員会が指定するものを除く。）

二 施設、付属設備及び物品の保全（軽易な修繕及び整備を含む。以下同じ。）に関する業務

三 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務  
（指定管理者の指定）

第九条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に館の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

二 安定的な経営基盤を有していること。

三 館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。

五 前各号に掲げるもののほか、委員会規則で定める基準

3 委員会は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定することができない法人等)

第十条 委員会は、区議会議員、区長、副区長、教育長並びに法第百八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人(以下「役員等」という。)となつてゐる法人その他の団体(区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資してゐる法人その他の団体であつて、区議会議員以外の者が役員等となつてゐるものを除く。)を指定管理者に指定することができない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十一条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理運営の業務又は経理の状況に関する委員会の指示に従わないとき。
- 二 第九条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第一項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適當でないとき。

(指定管理者の公表)

第十二条 委員会は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理運営の基準等)

第十三条 指定管理者は、次に掲げる基準により、館の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 入館者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 施設、付属設備及び物品の保全を適切に行うこと。
- 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- 二 業務の実施に関する事項
- 三 業務の実績報告に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、館の管理運営に関し必要な事項

第二条 港区立郷土資料館条例の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

## 港区立郷土歴史館条例

第一条中「港区に」を「港区（以下「区」という。）に」に、「収集、保管」を「収集し、保管し、」に、「供し、その」を「供するとともに、区の歴史及び文化を通じた交流の場を提供し、もつて区民の」に、「港区立郷土資料館」を「港区立郷土歴史館」に改める。

第二条の表を次のように改める。

名 称	位 置
港区立郷土歴史館	東京都港区白金台四丁目六番二号

第三条第一号中「収集、保管」を「収集し、保管し、」に改め、同条第六号中「前各号」の下に「に掲げるもの」を加え、「目的を達成するために必要な事項」を「港区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 区の歴史及び文化を通じた交流の場の提供に関すること。

第四条ただし書中「港区教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条各号を次のように改める。

一 毎月第三木曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百

七十八号)に定める休日に当たるときは、その前日とする。

二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで

三 特別整理期間(年一回十五日以内で、委員会が定める期間)

第五条ただし書を次のように改める。

ただし、土曜日にあつては、午前九時から午後八時までとする。

第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

第十四条を第十八条とし、第十三条を第十七条とし、第十二条を第十六条とする。

第十一条各号列記以外の部分中「第九条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第二号中「第九条第二項各号」を「第十三条第二項各号」に改め、同条第三号中「第十三条第一項各号」を「第十七条第一項各号」に改め、同条を第十五条とする。

第十条を第十四条とし、第九条を第十三条とし、第八条を第十二条とする。

第七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第十一条とする。

第六条中「き損した」を「毀損した」に改め、同条ただし書中「やむをえない」を「やむを得ない」に改め、同条を第十条とし、第五条の次に次の四条を加える。

(観覧料)

第六条 館が展示する資料のうち、別表に定める施設に展示するものを観覧しようとする者は、同表に定める観覧料を前納しなければならない。

（観覧料の減免）

第七条 委員会は、委員会規則で定めるところにより、観覧料を減額し、又は免除することができる。

（観覧料の還付）

第八条 委員会は、委員会規則で定めるところにより、既に納付された観覧料の全部又は一部を還付することができる。

（区民無料公開の日）

第九条 委員会は、委員会規則で定めるところにより、区内に住所を有する者が無料で館が展示する全ての資料を観覧することができる日を設ける。  
付則の次に次の別表を加える。

別表（第六条関係）

常設展示室	施設	
	大人	観覧料（一人一回につき）
	小学生・中学生・高校生	
三百円	団体（十人以上）	百円

特別展示室	千五百円の範囲内において委員会がその都度定める額	大人の観覧料の半額（その額に百円未満の端数を切り捨てた額）	上記観覧料の十分の八に相当する額
-------	--------------------------	-------------------------------	------------------

備考 学齡未滿の者の観覧料は、無料とする。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は港区教育委員会規則で定める日から施行する。

（説 明）

港郷土資料館の名称及び位置を変更するとともに、管理運営に関する事項を改めるため、本案を提出いたします。